

## **苦情及び異議申し立てについて【製品認証】**

申請者及び認証取得者は、製品認証制度の実施に関して、一般財団法人日本自動車研究所 認証センター（以下 JARI-RB）の認証プロセスに対する苦情の申し立て、認証の合否決定及び認証の取り消しに対する異議の申し立てをすることができます。

- a) 苦情又は異議の申立ては、申立ての事由が発生した日から 45 日以内に、その申立ての根拠を添えて文書で JARI-RB に提出してください。
- b) JARI-RB は、苦情又は異議申立てを行うことを妨げることはありません。
- c) JARI-RB は、苦情に対して、その内容を調査し、必要がある場合には是正処置を決定し、申立て者に回答します。
- d) JARI-RB は、申立て者が前項の苦情に対する回答に不服がある場合、及び異議申立てに対し、その内容を調査し、運営委員会での審議により是正処置等を決定し、申立て者に回答します。
- e) 苦情又は異議申立てに対してどのような決定がなされようとも、JARI-RB は申立て者に対して苦情及び異議申立てを理由とした差別的な対応を行うことはありません。

受付は「お問合せフォーム」もしくは以下のお問い合わせ先からお願いいたします。

お問い合わせ先：

一般財団法人日本自動車研究所 認証センター（JARI-RB）事業部  
〒105-0012 東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 12 階